

九州大学伊都キャンパス保全緑地規程

平成18年度九大規程第61号

施行：平成19年 4月 1日

最終改正：平成23年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学新キャンパスマスタープランに掲げる方針に基づき伊都キャンパス内に設ける保全緑地に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 伊都キャンパスに、当該キャンパスにおける自然環境又は埋蔵文化財等の歴史的環境を保全、再生又は活用するため、保全緑地を設ける。

2 保全緑地の具体的な目的は、次のとおりとする。

- (1) 貴重種をはじめとする野生動植物の保全
- (2) 森林及び水辺環境の保全又は再生
- (3) 歴史的環境の保全
- (4) 教育研究及び社会貢献への活用

3 保全緑地は、別表に掲げるゾーンにより構成するものとする。

(管理)

第3条 保全緑地の管理は、九州大学の諸規則等その他関係法令に定めるところによるものとし、財務部資産活用課及び農学部附属演習林が行うものとする。

2 前項の管理に当たっては、自治体、地域住民、NPO、ボランティア団体等と連携して行うものとする。

3 保全緑地の管理は、ゾーン毎に、別表に掲げる管理方針に沿った具体的な管理計画を定めた上で行うものとする。

(立入制限)

第4条 保全緑地へは、第2条第2項各号に掲げるいずれかの目的のために立入る必要がある者で総長の許可（以下「立入許可」という。）を得たもの以外の者は、立入ることはできないものとする。ただし、保全緑地内の管理用道路及び散策路への立入りについては、この限りでない。

(禁止事項)

第5条 保全緑地内において次の行為は禁止するものとする。ただし、第3条第3項の管理計画に基づき行う場合、非常時等のやむを得ない事由が生じた場合又は総長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 緑地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 動植物を捕獲し、又は採取すること
- (3) 土石を採取すること。
- (4) 立木竹の伐採し、又は損傷すること。
- (5) ペット・猟犬等の放獣又は魚類等を放流すること。
- (6) 工作物を設置すること。
- (7) 夜間に立ち入ること。
- (8) 風紀を乱し、又は風致を害すること。
- (9) 営業活動を行うこと。
- (10) はり紙又は広告を表示すること。
- (11) たき火等の火気を使用すること。
- (12) その他緑地保全上に支障がある行為

(免責)

第6条 保全緑地内における人身事故及び物品等の盗難・破損事故などに関しては、九州大学は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 保全緑地へ立ち入った者がその責に帰すべき事由により保全緑地に損害を与えたとき

は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第8条 保全緑地の管理に関する事務は、財務部資産活用課及び農学部事務部農場・演習林事務室において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、保全緑地の管理、立入許可に係る手続その他必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第22号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第179号)

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表

ゾーン名	管 理 方 針	
	ゾーンのテーマ・位置付け等	主な維持管理項目
生物多様性保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全の中核エリア ・日常的に多様な生物と接する場所 ・自然を利用する体験ができる場所 ・体験を通じて森林や野生生物について学ぶ場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林管理（つる切り・徐間伐） ・竹林伐採 ・森林移植地管理(下草刈り・つる切り) ・里地管理（草刈り・外来種駆除）
生物多様性研究ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性や自然再生に関する野外研究に活用する場所 ・博物館と連携した自然散策、学習の場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林伐採 ・法面管理（草刈り・外来種駆除） ・境界管理（境界刈払い）
史跡の森散策ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡をめぐる散策エリア ・歴史や文化を学び、感じる場所 ・歴史や文化に即した景観形成の表現場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林管理（つる切り・徐間伐） ・竹林伐採
森林群落保全ゾーン （東部エリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・多彩な森林生態系の創出を目指した植生誘導管理の実験エリア ・スギ、ヒノキ人工林管理手法確立のための実験地 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林管理（つる切り・徐間伐） ・竹林伐採 ・境界管理（境界刈払い）
森林群落保全ゾーン （西部エリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林管理手法確立のための実験地 ・運動施設ゾーンと連携した散策、トレーニングの場所 ・照葉樹林の保全技術確立のための実験地 ・地域のランドマーク（水崎城址の山） 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林管理（つる切り・徐間伐） ・竹林伐採 ・境界管理（境界刈払い）
森林群落再生ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・林床移植や根株移植などにより森林の再生を図る場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林移植地管理(下草刈り・つる切り) ・樹林管理（つる切り・徐間伐）
調整池ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池 ・試験田を考慮し利水機能を持たせた防災調整池 	<ul style="list-style-type: none"> ・境界管理（草刈り） ・管理道路の管理 ・安全柵等の維持管理